

特定社債保証制度 (私募債)のご案内

特定社債保証制度とは、中小企業の皆様の資金調達の多様化を図るため、「直接金融」に途を開き、一定の基準を満たすお客さま(法人)の発行する社債(私募債)について、金融機関と信用保証協会が共同保証人となる保証制度です。

メリットいっぱいの特定社債保証制度を是非ご利用ください。



ご利用のメリット

メリット1 株式上場に向けての第一歩!

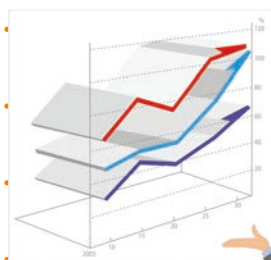
メリット2 企業としての信用力向上!

メリット3 長期の安定した資金調達が可能!

メリット4 2億5千万円まで無担保で発行!

メリット5 連帯保証人は不要!

メリット6 信用保証料を通常よりも0.1%引下げ中(平成30年3月31日まで)



上場へ向けて
ステップアップ



●本店営業部(県北・県央・鹿行地域担当)
〒310-0801 水戸市桜川二丁目2番35号(県産業会館内)

保証一課 029-224-7812

保証二課 029-224-7826

調整課期中支援グループ 029-224-7813

●土浦支店(県南・県西地域担当)
〒300-0043 土浦市中央二丁目2番28号

保証一課 029-826-7812

保証二課 029-826-7826

調整課期中支援グループ 029-826-7813

企業とえがく地域の未来 いばらきの地方創生を応援します!

茨城県信用保証協会

特定社債保証制度(私募債)のご案内

■適債基準

項目		基準【1】	基準【2】	基準【3】	充足要件
(1)	純資産額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	必須条件
(2)	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	(2)と(3)の どちらか充足
(3)	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	
(4)	使用総資本 事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	(4)と(5)の どちらか充足
(5)	インタレスト・ カバレッジ・レーシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	

上記の基準【1】～【3】について、(1)の要件を満たす中小企業で、(2)または(3)のいずれかを満たし、かつ(4)または(5)のいずれかを満たすことを要します。

■保証の要件

保証対象	中小企業信用保険法に定める中小企業者で「会社」に限る
保証形態	原則、取扱金融機関との共同保証方式
発行額	一回の最低発行額 3,000万円 発行最高限度額 5億6,000万円 ※当協会の保証金額は発行額の8割 特定社債保証以外の保証分(経営安定関連保証に係る保証等を除く)を含めて5億円が上限
資金用途	運転資金・設備資金
保証期間	2年以上7年以内
担保	原則、保証金額2億円(発行額2億5,000万円)を超える場合は必要
保証人	不要
保証料率	年0.350%～年1.800%(弾力化対象) ※平成30年3月31日まで0.1%引下げ中



詳しくは
茨城県信用保証協会の
ホームページまで

企業とえがく地域の未来 いばらきの地方創生を応援します！

 茨城県信用保証協会